

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 30 年 8 月 28 日

岩手県知事 達増拓也

### 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称および数量

「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）（エントランスホール等）展示基本設計業務委託 一式

(2) 仕様等

入札説明書及び業務仕様書による

(3) 完了期限

平成 31 年 3 月 29 日（金）

### 2 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成 30 年 9 月 11 日（火） 午後 2 時 00 分

(2) 場所

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 10 階 教育委員室

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定にも該当しない者（なお、被保補助人、被保佐人又は未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 5 に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(4) (3) の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) この公告の日から過去5年以内で、官公庁又は公共団体が発注した同種業務（延べ面積1,000㎡以上の人文系博物館、展示施設、史跡ガイダンス施設等における基本計画又は展示設計業務）を元請として受注した実績を持つこと。
- (7) 入札説明書の交付等を受け、入札説明書にある調書を提出した者であること。

#### 4 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当  
電話番号 019-629-6488（直通）
- (2) 入札説明書の配布  
上記場所で配布のほか、岩手県ホームページで配布する。  
（岩手県のホームページ[<http://www.pref.iwate.jp/>]＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞その他の入札情報）  
郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

#### 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の108に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の改札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

#### 6 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第1号）を確認・記載のうえ、次の関係書類を添えて、平成30年9月4日（火）午後5時までに、4(1)の場所に1部提出しなければならない。
  - ・ 3 入札参加資格等で求める過去5年間の間に官公庁又は公共団体が発注した同種業務（延べ面積1,000㎡以上の人文系博物館、展示施設、史跡ガイダンス施設等における基本計画又は展示設計業務）を元請として受注した実績を確認できる書類（「業務実績確認調書」（様式第2号））

(2) 申請書及び関係書類は岩手県文化スポーツ部文化振興課において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 5 時を目処にファクスにより通知する。

(3) 調書を提出した者は、当該調書に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 7 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に関して質問がある場合は、書面（様式任意。ファクスによる提出可。）により平成 30 年 9 月 4 日（火）午後 5 時までに 10 に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加希望者に対し、平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 5 時までにファクスにより通知する。

## 8 入札の方法

(1) 入札書（様式第 3 号）は、2 の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 郵送やファクス等による入札書の提出は認めない。

(3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

## 9 その他

(1) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

(2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(4) その他入札の詳細については入札説明書に示すとおりとする。

## 10 照会先

岩手県文化スポーツ部文化振興課 世界遺産担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-6488（直通） FAX：019-629-6484